様式－３

令和 8年度　委託業務の名称　令和８年度橋梁定期点検業務委託

履行場所　泊大橋、波の上橋

履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで

特　記　仕　様　書

第１条　（業務の目的）

本業務は、泊大橋（P25-P26）及び波の上橋（A1-P2）の橋梁点検業務委託である。

特　記　仕　様　書　［沖　縄　県］

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	共通仕様書の適用		本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」並びに沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」及び「測量業務等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならい。　なお、共通仕様書は最新版を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
		6	管理技術者の資格要件について		管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。

様式－３

特　記　仕　様　書　［沖　縄　県］

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
					①平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
		7	管理技術者の雇用について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。 なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
				2	「直接的な雇用関係」を証明する資料（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を、着手届と共に提示しなければならない。
		8	成果物の提出について		本業務は、電子納品対象業務とする。 電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。 業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。 成果品は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 ①電子納品（CD-R等）　　1式 ②その他（調査職員が指示するもの）
		9	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。　なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

様式－３

特　記　仕　様　書　［沖　縄　県］

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
				2	業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
				3	業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
				4	発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。
		10	保険加入		受注者は、共通仕様書（土木設計業務等共通仕様書であれば第1139条）に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。 ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 （例）○○共通仕様書　第○条　保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。
		11	CADソフトウェア		業務に使用するCADソフトウェアは、SXF形式対応のソフトウェア（OCF検定の認証を受けたソフトウェア）とし、調査職員へ提供する図面ファイルは、国土交通省CAD製図基準に準じたSXF形式とする。

様式－３

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示

特　記　事　項		内　　容
1．使用図書	1	本業務で使用する図書は、適用仕様書・指針等の他、次に示すものによるものとする。 (1) 橋梁定期点検要領 (2) 道路橋定期点検要領 (3) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案） (4) 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料 (5) 新技術利用の際のガイドライン（案） (6) 沖縄県橋梁定期点検マニュアル（案） なお、各要領等は最新版を用いること。
2．定期点検の方法	1	定期点検は近接目視により行うことを基本とする。 また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行うこと。
3．定期点検の体制	1	定期点検は、これを適正に行うために必要な橋梁に関する知識及び技能を有する者が行わなければならない。
4．点検結果の記録	1	点検結果の記録については、橋梁定期点検要領で定める様式によりとりまとめるものとする。
	2	前項で作成する様式から抽出し、道路橋定期点検要領の点検記録様式である別紙２様式１及び様式２を作成するものとする。
5．その他	1	橋梁点検時については供用している道路で実施するため、交通規制及び安全対策について十分配慮すること。
	2	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の対象路線においては、交通規制時に検定合格警備員を１名以上配置すること。
	3	現地踏査の結果、点検方法（足下条件等）の変更が必要な場合は、事前に書面により協議を行うこと。
	4	機械経費（点検車、リフト車）等の必要な直接経費は、協議により設計変更の対象とする。
	5	作業中、対象道路及び橋梁等に重大な損傷等を発見した場合には、至急調査員に損傷具合等を報告すること。